

感染症による出席停止について



出席停止の対象となる感染症の診断を受けた場合は、直ちに担任又は保健室にご連絡ください。また、診断書または出席停止証明書を登校後一週間以内に提出してください。出席停止証明書は本校ホームページからもダウンロードできます。

1 学校感染症（学校保健安全法施行規則第19条）の種類と出席停止期間

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザH5N1、新型インフルエンザ等感染症、新感染症

第2種 インフルエンザ・・・・・・・・・・発症して5日を経過しかつ解熱後2日まで
（鳥インフルエンザH5N1及び新型インフルエンザ感染症を除く。）
百日ぜき・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌
性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹・・・・・・・・・・解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎・・・・・・・・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5
日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹・・・・・・・・・・発疹が消失するまで
水痘・・・・・・・・・・すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱・・・・・・・・・・主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核・・・・・・・・・・医師が伝染性の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎・・・・・・・・・・病状により医師から感染のおそれがないと認めら
れるまで

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（学校教育活動を通じ、流行を広げる可能性のある伝染病）

※ 波線部は平成24年度に変更された内容です。

2 日常生活での注意

- 咳エチケット、換気、手洗い・うがいなどの予防対策を行う。
- 抵抗力をつける。
睡眠・栄養・運動（汗の始末）・保温（体を冷やさない）
体の不調を感じたら、激動は避け、早めに休養をとり、無理をしない。
予防接種を受ける。
- 流行時期には、不要な外出を控える。



